

令和6年10月1日
国 税 庁

プロトタイプ版からの変更点【令和6年分 年調ソフト】

令和6年10月1日に公開しました令和6年分 年調ソフトについて、令和6年9月19日に公開しているプロトタイプ版からの変更点は、以下のとおりです。

1. 本年分の社会保険料控除証明書の電子データをインポートする際に、「前納（一括申告）のデータ、かつ証明年1(WOC00000)≠本年」の場合、又は「前納（分割申告）のデータ、かつ本年以外の申告年分データ」の場合に社会保険料控除証明書の電子データを年調ソフトに取り込めないように修正
2. 「あなたの本年中の給与所得以外の所得金額の見積額」を1,000万円越1,805万円以下として、令和6年分 給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書のXML ファイルを出力した際に、タグ：xml004_C00020「区分1」に「0」が設定されていたため、申告書XML 定義書に基づき、「4」を設定するように修正
3. 令和6年分 給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書のXML ファイル、及びPDF ファイルを出力した際に、タグ：xml004_D00270「区分2」に「0」、帳票の「区分2」に空欄が一律に設定されていたため、申告書XML 定義書に基づき、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に対応する正しい区分が設定するように修正
4. 「お問合せ」画面にて参照先のリンクおよびヘルプデスクの電話番号を修正
5. マイナポータル連携機能について、プロトタイプ版では使用できないよう制限していたところ、本制限を解除

令和5年版年調ソフトからの変更点【令和6年分 年調ソフト】

令和6年10月1日に公開しました令和6年分 年調ソフトについて、令和5年12月13日に公開している令和5年版年調ソフトからの変更点は、以下のとおりです。

1. 給与所得者の保険料控除申告書から続柄欄を削除（令和5年税制改正）
2. 住宅借入金等特別控除において、年末残高調書を用いる「調書方式」に対応した住宅借入金等特別控除証明書（TEG912）を年調ソフトに取り込めるように修正（令和5年税制改正）
3. 令和6年分所得税について、特別控除（定額減税）が実施されることに伴い、申告者本人及び配偶者に係る定額減税の判定機能を追加（令和6年税制改正）
4. 年送り対応として、ソフトウェア画面や出力帳票の表記を令和5年から令和6年に一律修正
5. 本人及び配偶者の所得金額について、基本情報入力画面へ戻ることなく各画面で変更可能となるように修正
また、本人の所得金額及び給与収入や配偶者の所得金額を変更した際に、各種控除の適用対象もしくは対象外となる確認メッセージを表示するように修正
6. 過去にインストールした年調ソフトのデータ引継ぎ時、又は前年分の申告書データをインポートした際に、扶養控除申告書の内容に変更がないかの確認ダイアログを表示し、変更なしが選択された場合に、扶養控除申告書に係る値（配偶者の所得金額など）をすべて引き継ぐように修正
7. Microsoft Store、若しくは App Store からインストールした PC 版年調ソフトについて、各アプリストアに掲載されたバージョンよりも古いバージョンを利用している場合、起動時にアップデートを促すメッセージを表示するように修正
8. 保険料控除証明書をインポートした際に、入力内容確認画面の金額欄にチェックボックスを設けることで、インポートした金額の確認を促すように修正
9. 保険料控除証明書のインポート完了画面において、インポート内容が正しい情報かどうか確認する旨のメッセージを表示するように修正

10. 保険料控除証明書をインポートした際に、インポートした情報以外に追加で入力する必要がある項目の確認を促すメッセージを表示するように修正
11. 前納した国民年金保険料を分割申告するために再交付された社会保険料控除証明書データをインポートできるように修正
12. 扶養控除申告書の作成画面において、配偶者又は扶養親族の情報を入力した後に、「配偶者情報の入力」又は「扶養親族情報の入力」欄で「しない」を選択して、再度「する」を選択した場合に、異動の事由だけが消えてしまう事象を解消
13. 生命保険料情報及び地震保険料情報の入力画面において、1年未満の保険期間を選択できるように選択肢を「1年」から「1年以下」に修正
14. 基本情報の入力画面において、「配偶者の有無」欄で「無し」を選択した場合に、過去に入力していた配偶者の障害者情報が表示され、かつ削除することもできない事象を解消
15. 扶養親族の様態の判定条件において、「源泉徴収される退職手当等に係る退職所得」があり、かつ扶養親族の「所得の見積額」から「源泉徴収される退職手当等に係る退職所得」を除いた金額が48万円以下の場合、扶養親族の年齢にかかわらず「退職手当等を有する扶養親族」に該当するように修正
16. 「扶養控除等（異動）」の入力画面において、「所得の見積額 48万円超かつ 退職所得を除いた合計所得が 48万円以下かつ 16歳未満」の入力を行った場合、「16歳未満の扶養親族 かつ退職手当等を有する扶養親族」として取り扱っていたが、「退職手当等を有する扶養親族」として取り扱うように修正

以 上